

平成23年度 第1回 長野県食と農業農村振興審議会 次第

〔平成23年7月11日(月) 13時~15時〕
〔長野県庁 議会棟3階 第2特別会議室〕

1 開 会

2 和田副知事あいさつ

3 委員の紹介

4 会長の選出

5 議 事

(1) 長野県食と農業農村振興の県民条例について

(2) 長野県食と農業農村振興計画について

(3) 振興計画の進捗状況と長野県の食と農業・農村をめぐる情勢について

(4) 意見交換

(5) 審議会のスケジュールについて

6 その他

7 閉 会

審議会資料一覧

- 1 長野県食と農業農村振興審議会委員名簿・・・・・・・・・・ P 1
- 2 長野県食と農業農村振興審議会座席表・・・・・・・・・・ P 2
- 3 「審議会等の設置及び運営に関する指針」(抄)・・・・・・・・ P 3
- 4 長野県食と農業農村振興審議会傍聴要領・・・・・・・・・・ P 4
- 5 食と農業農村振興審議会スケジュール(案)・・・・・・・・・・ P 5
- 6 意見・提言の整理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

資料

- 資料1 食と農業農村振興計画の概要
- 資料2 振興計画の進捗状況と農業・農村をめぐる情勢
- 資料3 振興計画の進捗状況と農業・農村をめぐる情勢関連資料

別冊資料 長野県食と農業農村振興計画

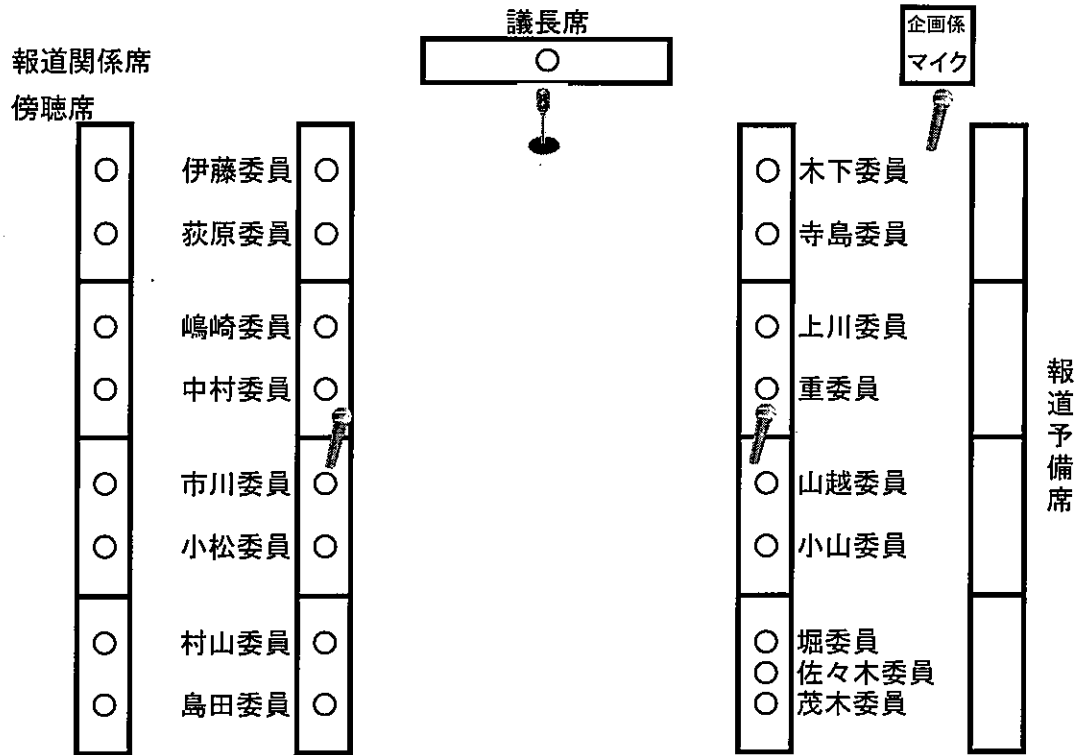
長野県食と農業農村振興審議会委員名簿

【敬称略／区分別・五十音順】

	氏名	現職	地区	区分
1	いとう きよと 伊藤 清人	長野県農業経営者協会 会長	下伊那	農業者の代表者 (4人)
2	おぎわら まさちか 荻原 昌真	(有)信州ファーム荻原 農場長	上小	
3	しまざき ひでき 嶋崎 秀樹	特定農業法人(有) トップリバー 代表取締役社長	佐久	
4	なかむら せつこ 中村 節子	長野県女性農業委員の会 会長 上田市農業委員 (果樹農家)	上小	
5	いちかわ ていいちろう 市川 貞一郎	県土地改良事業団体連合会 常務理事	長野	農業協同組合・農業委員会・その他関係団体代表者 (3人)
6	こまつ まさとし 小松 正俊	JA長野中央会 専務理事	長野	
<input type="checkbox"/> 7	むらやま ひろとし 村山 博俊	県農業会議副会長、松本市農業委員 会長	松本	
8	しまだ しげき 島田 茂樹	長野県町村会(栄村長)	北信	市町村の代表者 (3人)
<input type="checkbox"/> 9	ひらばやし あきと 平林 明人	長野県町村会(松川村長)	北安曇	
<input type="checkbox"/> 10	やまだ かつふみ 山田 勝文	長野県市長会(諏訪市長) 市長会経済部会員	諏訪	
11	きのした しげと 木下 茂人	長野県議会議員	上伊那	県議会議員 (2人)
12	てらしま よしゆき 寺島 義幸	長野県議会議員	佐久	
13	かみかわ えみこ 上川 恵美子	中信・諏訪地方 長野県消費者の会連絡会 会長	木曾	消費者の代表者 (4人)
14	しげ ちとみ 重 千富	コープながの 非常勤理事	松本	
<input type="checkbox"/> 15	そのはら のりこ 園原 規子	長野県栄養士会 会長	長野	
16	やまこし のぶじ 山越 信治	長野県調理師会 食育担当部長 駒ヶ根グリーンングハウス中原(調理師)	上伊那	食品流通事業者の代表者 (2人)
17	こやま こうさく 小山 光作	長野県スーパーマーケット連絡会事務局 ㈱マツヤ 取締役社長	長野	
18	ほり ゆういち 堀 雄一	長野県青果卸売市場連合会長 長野県連合青果㈱ 代表取締役社長	上小	
19	ささき たかし 佐々木 隆	信州大学農学部教授(農業経済)	上伊那	有識者 (2人)
20	もぎ しんたろう 茂木 信太郎	松本大学客員教授、信州大学大学院客員教授 亜細亜大学経営学部教授	松本	

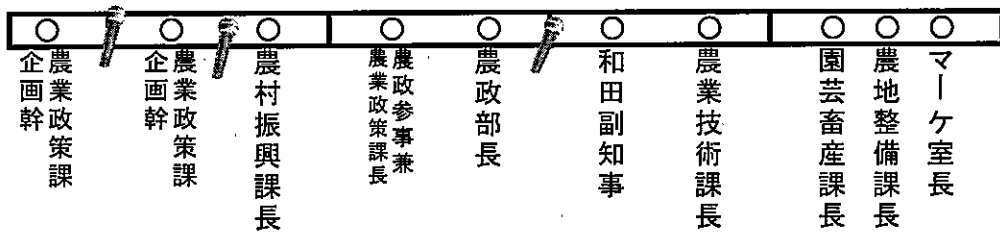
※□印は都合により欠席の委員

長野県食と農業農村振興審議会 座席表



出入口

※受付は外で実施



「長野県食と農業農村振興審議会傍聴要領」

1 傍聴の手続き

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望するものは、会場受付で、氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席すること。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定すること。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、発言したり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明したりしないこと。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為をしないこと。
- (4) 遵守事項に違反した場合には、傍聴を認めないこと。
- (5) その他、審議会会長の指示に従うこと。

「審議会等の設置及び運営に関する指針」（抄）

第5 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開することとし、公開に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の公表により行うこと。
- (2) 会議の傍聴は、審議会等の長が、会議場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めることにより行うこと。
- (3) 審議会等の長は、傍聴を認める会議の開催に当たっては、あらかじめ審議会等の名称、開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続等について、原則として開催日の1週間前、遅くとも3日前までにプレスリリースするとともに、県のホームページに掲載することにより県民に周知すること。
- (4) 会議結果の公表は、議事録等及び会議資料の県のホームページへの掲載、行政情報センター、行政情報コーナー等への備え付けにより行うこと。
- (5) 会議資料の公表は会議終了の日から概ね2週間以内を目安に、また、議事録の公表は概ね1ヵ月以内を目安に行うよう努めること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長がその会議に諮って非公開の決定を行うことができること。なお、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにすること。

ア 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条各号に定める非公開情報について審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

- (7) 会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長が会議の開催日時等の決定にあわせ、会議に諮って行うこと。なお、あらかじめ会議に諮ることができない場合は、各委員の意思を確認し事前に決定すること。
- (8) 会議の傍聴を認めない場合であっても、議事要旨の記録等の公開が可能な場合、会議結果の公表は行うこと。

食と農業農村振興審議会スケジュール (案)

